

海面

海面のさけ・ます釣りは、河口付近の規制や体長制限のほか、船釣りに制限が設けられている海域があります。次の海域で釣りを行う場合は注意が必要です。

1. 河口付近の規制

海面漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示により、さけ・ますの増殖を行う河川等の河口付近は、さけ・ます釣りが禁止されています。

詳しい箇所などは、17ページ以降に掲載しておりますので参照してください。

2. さけ・ますの船釣り規制

渡島及び根室管内沖合海域では、さけやますの船釣りを制限している期間及び区域があります。

詳しくは、渡島及び根室海区漁業調整委員会事務局に確認してください。

3. 船釣りライセンス制海域

次の海域では「船釣りライセンス制」が行われています。

○秋さけ船釣りライセンス(網走海域:斜里)

この海域で9月上旬から下旬にかけて「さけの船釣り」をする場合は、ライセンス証(承認)を受けた船舶に乗船しなければなりません。

また、船釣りが禁止されている海域もありますので注意してください。

○さくらます船釣りライセンス

次の海域でさくらますの船釣りをする場合は、ライセンス証(承認)を受けた船舶に乗船しなければなりません。

海 域	規制時期
胆 振	12月～翌年3月
後 志	3月～5月
檜 山	1月～5月

船釣りライセンス制に関する詳細は、関係海区漁業調整委員会事務局へ確認してください。

《船釣りライセンス制実施の目的》

船釣りライセンス制とは、一定の期間や海域を定め、特定の魚種について承認(ライセンス)を受けた場合のみ遊漁を認めることです。

この船釣りライセンス制は、同じ海域を使用している漁業者と遊漁者との事故・トラブルの防止や、漁業者がつくり育てている資源の節度ある遊漁利用の実現を目的としています。実施海域では釣獲尾数や釣獲時間などについて制限がありますので、遵守をお願いします。

遊漁船の利用について

船舶により釣り客を釣り場に案内する事業を行うためには、遊漁船業の適正化に関する法律(略称称:遊漁船業法)の規定に基づき、北海道知事の登録を受けなければなりません。

遊漁船を利用する場合は、登録を受けた船かどうかを確認してください。

また、船内では、船長(遊漁船業務主任者)の指示に必ず従いましょう。

登録を受けた遊漁船の確認方法

確認事項	内 容	掲示場所	掲示例
船体表示	登録を受けた遊漁船業者は、道から通知された4ケタの登録番号(掲示例のとおり)を遊漁船に表示しなければなりません。	遊漁船の左右両舷	☉北海道××××
登録票	登録を受けた遊漁船業者は、必要事項を記載した登録票を掲示しなければなりません。	営業所 遊漁船	下記のとおり ↓

船長(遊漁船業務主任者)からの指示事項の例

- ・利用者名簿への記入
- ・乗客数の制限(定員以上は乗船させることができない)
- ・救命胴衣の着用
- ・飲酒の禁止、酩酊者の乗船拒否
- ・迷惑行為の禁止
- ・採捕の制限(禁止区域、漁具の付近等)

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	北海 太郎
登録番号	北海道××××
登録の有効期間	○年○月○日から ○年○月○日まで
営業所の所在地	北海道札幌市 北3条西6丁目
遊漁船の名称	北海丸
遊漁船業務主任者の氏名	北海 太郎
損害賠償措置の保険期間	○年○月○日から ○年○月○日まで

★遊漁船業者及び遊漁船業務主任者の皆様へ!

1. 遊漁船登録の更新について

遊漁船業者の登録は、5年ごとに更新しなければ効力を失い、遊漁船業を営むことができなくなりますので、ご自分の登録年月日をご確認のうえ、有効期間満了日の30日前までに更新の申請をしてください。
例)登録年月日:平成24年6月30日→有効期間満了日:平成29年6月30日

2. 遊漁船業務主任者の更新講習について

遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期限は、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年1月1日から5年となっていますので、有効期間満了前に更新の講習を受講しなければなりません。ご自分の修了証明書の交付年月日をご確認のうえ、必ず受講してください。講習の日程については、北海道のホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/new/yugyo-sengyou/top.htm>)